

# デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する諮問状況

## 平成13年諮問第3号

### 「21世紀におけるインターネット政策の在り方」



「インターネットの高度化、基盤整備、利用・普及を推進するため、長期的展望に立脚した政策を確立」

#### 【コンテンツ関連】

(第1次中間答申 H13. 7)

- ・著作権に関する課題への対応及び政府の役割  
コンテンツ権利者等関係者による、インターネット上を流通するコンテンツの処理に関するルール、コンセンサスに形成に向けた取り組みについて、これを可能な限り加速・推進するための支援を行うことが必要。

(第2次中間答申 H14. 8)

- ・コンテンツに係る制度環境に関する現状と課題  
インターネット上の違法複製ファイルの流通等侵害行為を監視する仕組みを検討する上で、最も適切な組織のあり方や、その効果を検証するための実証実験を行い、その成果を公表・周知することにより、民間におけるこうした組織作りを加速・推進すべきである。

(第3次中間答申 H15. 7)

- ・利用者の豊かな暮らしにつながるコンテンツ流通の実現  
①違法コンテンツの取締り対策強化、②DRM方式の開発や端末実装の推進、③著作権保護技術回避行為等への規制検討などの適正な権利の保護を強化しつつ、他方で、①民間権利処理ルール確立への取り組み支援、②著作権登録情報のネット閲覧可能化、③著作権者不明コンテンツ利用手続の簡素化、④当事者間の合意形成の促進など著作物の利用をより容易にするための環境整備が必要。

## 平成16年諮問第8号

### 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」



「地上デジタル放送の様々な利活用の可能性を視聴者に提示していくとともに、より効果的かつ着実な普及方策を多角的に検討」

#### 【コンテンツ関連】

(第1次中間答申 H16. 7)

- ・実用的な著作権保護ルールの検討、その運用を担保するDRMの確立  
放送・通信の連携サービスにおいては、放送と通信の基本的な役割の相違等を踏まえ、視聴者利便の向上に加え、当該サービス導入のフィージビリティや、導入の際のルールの検証を重点的に実施する。

(第2次中間答申 H17. 7)

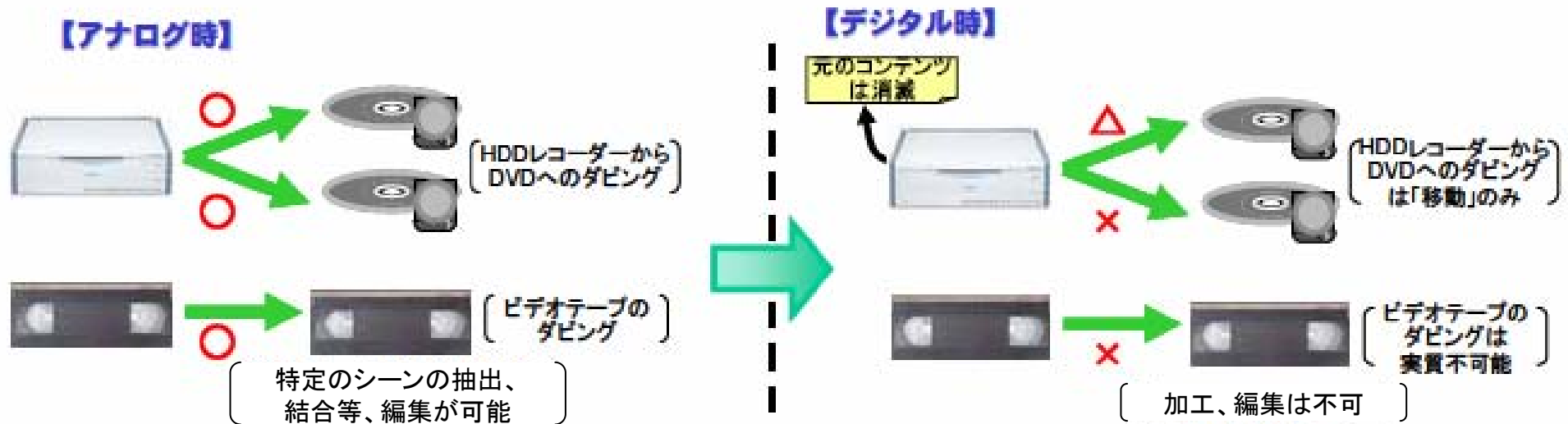
- ・「コピーワンス」等著作権保護の運用の見直し、放送事業者に対するコンテンツ供給市場の活性化  
デジタル放送の普及に資する良質のコンテンツの制作・調達には、著作権保護の導入によって、権利者が安心して放送にかかわることのできる環境整備が不可欠。

(第3次中間答申 H18. 8)

- ・デジタル放送における著作権保護方式の在り方、コンテンツの多様化  
放送のデジタル化を確実に実現し、我が国全体のデジタル・コンテンツの制作・流通を更に促進する観点から、適切な検討の場の設定を含め、地上デジタル放送に係る技術やルールの策定プロセスの透明性を確保するための適切な対応を怠らないようにする。また、放送事業者のコンテンツ制作・調達のあり方は、我が国全体のコンテンツの充実や人材育成に大きな影響を持ち得ることを踏まえ、こうした役割に相応しい適切なルールの形成に向け、所要の措置の検討を怠らないようにする。

# いわゆる「コピーワンス」について

「コピーワンス」で運用した場合、放送番組をハードディスクレコーダーに録画し、それをDVD等の記録媒体にコピーすると、オリジナルは消滅する。つまり、DVD 等へのコンテンツの移動(ムーブ)は可能であるが、ハードディスク上にコンテンツを残したままコピー(ダビング)することはできない。また、放送番組をDVD 等の記録媒体に録画した場合、直接録画した媒体は再生することができるが、それをさらにコピー(ダビング)することはできない。



出典:「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割～2011年全面移行ミッションの確実な実現に向けて～」

<平成16年 諮問第8号 第2次中間答申>平成17年7月29日 情報通信審議会

## 情報通信審議会 第3次中間答申(平成18年8月1日) コピーワンス関連抜粋 (1)

○ 2011年のデジタル放送への全面移行の確実な実現を図る観点から、放送事業者、受信機メーカー等関係者に対し、以下に示す方向性の下に、早急に検討に着手することを要請する。

- ① 現在、デジタル放送の全ての放送番組は、「コピーワンジェネレーション」の取り扱いとなっているが、これらを「EPN」の取り扱いとしていく方向で検討し、本年12月までの可能な限り早期に、その検討状況を公表すること。
- ② デジタルチューナー内蔵の録画機等の利用者から、(ア)「コピーワンジェネレーション」の下では、視聴者が、「ムーブ」を行う際、オリジナルのバックアップを保持しておくことが困難となっていること、(イ)「ムーブ」が失敗すると、オリジナルの放送番組、DVDに途中まで記録された放送番組の双方が使用不能となること、等の指摘があることを踏まえ、これらの指摘に応えるための受信機側の具体的な対応のあり方を検討し、本年12月までの可能な限り早期に、その検討状況を公表すること。
- ③ 公表の具体的な方法は、放送事業者、受信機メーカー等による公開、当審議会等に対する適時の説明と、その内容に対する意見募集の形で行うことを想定する。当審議会における意見や、意見募集に寄せられた意見の内容によっては、必要に応じて、著作権管理団体、消費者団体等関係者の参加を得て、以下のア、イ及びウの内容に沿って、所要の対応について検討等を行うこととする。

## 情報通信審議会 第3次中間答申(平成18年8月1日) コピーワンス関連抜粋 (2)

○ 「2011年のデジタル放送への全面移行の確実な実現」という検討目的と、前項までに示した議論の経緯に照らして考えるに、仮に、デジタル放送の著作権保護の現状と、これに関する視聴者に対する説明のあり方等について、視聴者に目に見える形で、何ら具体的な改善が見られない場合には、今後視聴者の十分な理解を得つつ、デジタル受信機の購入や買い替え等を進めていくことは極めて困難であると言わざるを得ない。

以上に鑑み、当審議会としては、放送事業者、受信機メーカー等関係者は、受信機の普及なくして、2011年までのアナログ放送停波によるデジタル放送への全面移行は不可能であることを改めて認識した上、以下の点に配意して視聴者に対する必要な説明責任を果たしつつ、視聴者の目に見える改善策の具体化に向け、前記に示した検討に全力で取り組むよう、改めて要請するものである。

①これまでの議論の過程で、全ての放送番組が「コピーワングェネレーション」の扱いであることの合理的理由の説明が強く求められたこと、特に(ア)米国では、「インターネット送出禁止」の扱いを前提としてデジタル放送における著作権保護のあり方の検討が進められていることとの比較、(イ)放送番組を「コピーワングェネレーション」以外の扱いとすることによる、当該放送番組の制作過程等における具体的な弊害の明確化、等の観点から説明することの必要性について指摘が行われたこと。そして、地上放送は、国民視聴者に対する基幹的な情報伝達を担う公共性の高い事業であり、その運用のあり方に係る指摘については、一定の説明責任を果たしていくべきこと。

②「EPN」の下では、当該コンテンツ保護技術に非対応の機器を用いて、暗号記録された放送番組を再生・記録することはできなくなるが、次の点については権利者から強い懸念が表明されていること。

(ア)「EPN」の下では、例えばオリジナルのコンテンツから当該コンテンツ保護技術に対応したメディアに複製した後、当該メディアから更に当該技術に対応したメディアに対して複製することが可能となること。

(イ) さらに、「EPN」の下では、このように複製されていくメディアの数に制限を課することが技術的に不可能であり、複製の世代制限を行うこともできないこと。

(ウ) 結果として、オリジナルのコンテンツを複製したメディアが無制限に制作されることを、技術的に回避することができないこと。

また、現在のエンコーディングルールは2001年に変更され、「EPN」はこの時点で追加されたものであり、当該ルールの変更も、現状を改善するための一つの選択肢としては考えられることから、検討の対象を現在のエンコーディングルールの4つのコピー制御方式の範囲に限定することには疑問が提示されていること。さらに、技術的には、現在のルールに含まれない、新たなルールを形成することは可能であり、視聴者ニーズの動向に沿って、常にこうした新たな可能性を模索する基本的な姿勢が必要ではないか、という指摘が行われていること。

## 情報通信審議会 第3次中間答申(平成18年8月1日) コピーワンス関連抜粋 (3)

ア なお、当審議会としては、視聴者や著作権者という、デジタル放送の受益者や、コンテンツ制作にも直接関与する立場の者から、現在の著作権保護のあり方についての検討過程等に不透明な部分がある旨の指摘があったことは、放送のデジタル化に係る行政をはじめ、放送事業者、受信機メーカー等関係者が特に重く受け止める事項と考える。

イ もとより、これまでも再三指摘したとおり、こうした技術やルールのあり方については、基本的には民間ベースの検討に委ねられるべきものである。しかしながら、上記に示した地上放送の役割と、2011年の確実なデジタル放送への全面移行の実現という当審議会の検討目的に鑑みれば、こうした技術やルールについては、視聴者を含めた幅広い関係者の理解を得られるよう、その検討・形成過程の適時の公開を含め、可能な限り透明なプロセスを経て決定されていくことが望ましい。

以上に鑑み、当審議会としては、放送のデジタル化を確実に実現し、これを通じて我が国全体のデジタル・コンテンツの制作・流通を更に促進する観点から、行政において、適切な検討の場の設定を含め、地上デジタル放送に係る技術やルールの策定プロセスの透明性を確保するための適切な対処を怠らないよう、改めて要請するものである。

ウ 今後、放送事業者や受信機メーカー等関係者の検討状況の公表を受け、デジタル放送の著作権保護のあり方を検討するに当たっては、審議の過程でも指摘されているとおり、

- ① 視聴者による放送番組の録画については、著作権法第30条(私的複製)の範囲内に限り、自由に複製できることに留意する必要があるが、こうした事項を含めた、著作権保護の重要性に関する視聴者への周知のあり方
  - ② コンテンツの制作・流通する者の意図に反した複製を行う者に関する、捜査や罰則を含めた社会システムのあり方
  - ③ 著作権保護技術の今後のあり方
  - ④ コンテンツの内容と、その保護方法のバランスに関する、判断プロセスのあり方
- 等の諸点と併せ、総合的に検討していく必要がある。

以上に鑑み、当審議会としては、行政として、放送事業者、受信機メーカーのみならず、著作権に係る行政、消費者、権利者等幅広い関係者の参加を得た、上記のような多角的な検討に相応しい適切な場を設定することを、併せて要請するものである。